四九六　薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件　四　三

四九七　厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業の一部を改正する件　四　三

四九八　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件　五　193　八〇　三

四九九　給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件　五　193　八〇　三

五〇〇　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　六　三

五〇一　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件　七　三

五〇二　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件　一〇　三　四

五〇三　特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件　一〇　五

五〇四　特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件　一〇　七

五〇五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第二十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める期間の一部を改正する件　一〇　七

五〇六　職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件　一〇　八

五〇七　看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針を定める件　一三　200　一　四

五〇八　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　一四　四

五〇九　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　一四　五

五一〇　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件　一八　四

五一一　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件　一八　四

五一二　特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件　一八　四

五一三　特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件　一八　五

五一四　労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件　二〇　205　一五

五一五　平成二十五年度産あへんの収納価格を定める件　二四　四

五一六　平成二十五年度産けしの栽培区域及び栽培面積を定める件　二四　四

五一七　組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件　二五　六

五一八　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を定める件　二七　三

五一九　日本薬局方の一部を改正する件　二七　四

五二〇　薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件　二七　四

五二一　薬事法施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件　二七　四

五二二　労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件　二七　210　二

五二三　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件　二七　210　九

五二四　医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の全部を改正する件　二八　211　七七

五二五　特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の一部を改正する件　二八　211　八三

五二六　薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件　二八　211　八四

五二七　医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件　二八　211　八四